

2010 年度事業計画

はじめに

日本経済は、金融危機と世界不況をひとまず乗り切ったと判断されていますが、今度は「デフレ」の冷たい霧に包まれてしまいました。また、中長期的には、少子高齢化や人口減少による経済規模の縮小という課題も控えており、安定成長の軌道に乗るか、それとも「デフレ」の圧力に屈して下り坂に迷い込むのか、日本経済は岐路に立っている状況です。

全労済協会では、第118回理事会に確認された基本方針に従い、公益法人改革および保険業法の改正を踏まえた新たな法人への移行に向けこれまで諸準備に取り組んできましたが、2010年度より本格的な準備に着手します。

新しい全労済協会ではこれまでの事業を新たな形でさらに発展させていく一方で、一部相互扶助事業に終止符を打つこととなり、厳しい経済状況下での経営基盤の再構築が必要となることから、その対応も進めていきます。

新法人移行後も公益法人としての設立の趣旨を踏まえた勤労者福祉の向上をめざした事業活動を展開し、豊かな安心できる社会づくりに貢献できるよう、土台を作っていきます。

なお、金融庁政策会議における「共済事業規制のあり方について」の検討状況や、第174回通常国会における「保険業法等の一部改正する法律（平成17年法律第38号）の一部を改正する法律案」の提出に向けた状況を鑑み、「2010年度事業計画」について機関会議で確認された場合においても、それらの状況の変化に応じて柔軟に必要な対策を実行するとともに、速やかに機関手続きを行ったうえで事業計画の見直しを行い、今後の全労済協会の事業の発展に努めることとします。

I. 公益法人制度改革関連事項

1. 新法人移行に向けた実施計画に基づく対応

新慶弔（自治体提携用）共済事業は、2012年12月に少額短期保険業の登録に向けて東京財務事務所と現行の保障内容を引き継ぐことを基本に相談・折衝を引き続き行っていきます。また、東京財務事務所との相談・協議の進展を踏まえながら、新制度概要(案)の早期開発に努めていきます。

併せて、一般財団法人化に向けた諸準備に入ることとします。

2. 「新しい全労済協会づくり」に向けて

新法人移行と併せて、「新しい全労済協会」における新事業について検討します。

II 総務事項

1. 適正な財務運営の取り組み強化

一部相互扶助事業の終了から派生する事業収入の不安定要素を踏まえ、契約継続率などを見込んだ収支計画の作成など実態に即した状況把握に努め、より一層の適正な財務運営について取り組みを強化していきます。

2. 柔軟な事務局機構変更の対応

厳しい財務状況を踏まえながら、「新しい全労済協会づくり」のための事業の拡充や少額短期保険業認可取得に向けた態勢など、状況に応じた事務局機構の構築を柔軟に行っていきます。

3. 業務改善の取り組み

2009年に実施されました厚生労働省の検査の「改善勧告書」に基づき、その課題に対応した業務改善を行っていきます。

また、厳しい財政基盤へ対応するため、より一層の費用対効果を踏まえた経費削減を図っていきます。

4. 会計処理の強化

平成20年に設定された新たな公益法人会計基準への対応を進めるとともに、新しい全労済協会での様々な事業活動に対応するため、企業会計や税務などの研究に取り組んでいきます。

III シンクタンク事業

1. 取り組みの視点と基本テーマの設定

公益法人制度改革への対応として、全労済協会は2013年度に一般財団法人へ移行する方針を確認し、それをめざした取り組みがこれからの3年間には求められています。

シンクタンク事業について言えば、一つは、移行に伴い作成される公益目的支出計画に従って2013年度以降公益目的財産を積極的に活用しつつ、公益目的にかなう勤労者福祉のためのシンクタンク事業を計画的に進めるべく、この3年間を通じてシンクタンク事業の強化・拡大、一層の定着を図る必要があるとともに、もう一つは、2013年度以降の一般財団法人としての事業体を維持できるよう、これらシンクタンク事業について収支の安定の可能性のあるものを見極め、その事業の強化を図る必要があります。

従って、今年度から3年間のシンクタンク事業については、活動の強化・拡大と、一般財団への移行に向けた収支の安定の追求という2つの視点から取り組みを進めること

とします。

なお、これら取り組みを進めるにあたっては、5周年記念事業の成果をふまえ、これを継承・発展させることとします。

また、2010年度のシンクタンク事業の基本テーマを「絆の広がる社会づくり」（別紙参照）に設定し、諸活動の相乗効果の発揮をめざします。

2. 調査研究活動の強化・拡大

(1) 勤労者福祉研究会

2006年度から開始した勤労者福祉にかかわる研究会活動を一層強化し、2010年度は新たに2つの研究会を発足させます。

また、2008年11月に発足した「希望のもてる社会づくり」研究会の成果のとりまとめと出版を行うとともに、2009年9月に発足した「地域社会研究会」を継続して開催し、成果のとりまとめを進めます。

(2) 公募委託調査研究

2005年度から開始した公募委託調査研究の一層の充実を図り、基本テーマにもとづき、「幅広い分野での先見性のある視点による提言を含んだ調査研究」および「若手研究者の人材発掘および育成」を主たる目的として公募を行いません。

また、過年度採用の公募研究の成果のとりまとめを進め、研究成果報告書を発行します。

(3) 課題別調査研究

勤労者福祉を巡る情勢の中から重要なテーマを取り上げ、課題別調査研究に取り組みます。

また、2009年度に開始した3つの指定調査研究を継続し、成果のとりまとめと報告書の発行を行います。

(4) 受託研究事業

受託研究の進め方について検討を行います。

2009年度に取り組んだ共済生協のあり方にかかわる3つの指定調査研究が、全労済の関係部門の参加のもとに進められたことをふまえ、受託研究としてさらに発展させられるよう検討を進めます。

また、保険法の2010年4月施行をふまえ、保険法関連の調査研究の受託の可能性についても検討を行います。

(5) 生協共済研究会

生協共済の若手研究者を中心に、全労済、コープ共済連、生協総研などと、生協共済のあり方を巡る共同研究を継続します。

(6) 勤労者意識調査

勤労者福祉のニーズを把握し、研究活動に反映させるため、継続的に勤労者意識調査に取り組みます。本年度は2009年度に実施した勤労者意識調査の分析を行い、

報告書を発行します。

(7) シンポジウム・講演会等の開催

シンポジウムや講演会などを通じて、以下の通り調査研究活動の研究成果の普及に努めます。

① 「希望社会研究会の研究成果の発信の連続講演会の開催」

希望社会研究会の成果報告書籍出版のタイミングにあわせ、委員を講師とする連続講演会（月1回）を今秋から来春にかけて開催します。

② 「新研究会の発足に連動したシンポジウム」

新研究会の発足に連動して、シンポジウムを今秋から来春の間で開催します。

③ 「公募研究の成果発表の趣旨による講演会」

「格差問題（2006年度テーマ）」などについて、公募研究を委託した研究者のその後の研究成果も含めて、連続講演会を開催します。

④ 「指定調査研究の研究成果報告会の開催」

2009年度から取り組んだ3つの指定調査研究の成果をもとに、3回シリーズの報告会を開催します。

(8) 教育研修活動

退職準備教育研修会や客員研究員による研究報告会等の教育研修活動の一層の強化・拡大をめざします。

① 退職準備教育研修会について東京での年2回の開催を継続するとともに、参加者からの要望もふまえ、新たに東京以外でも開催し、広く労働組合役員・担当者の参加を呼びかけます。

② 退職準備教育研修会修了者で構成するサポートネットワーク会員に対し、スキルアップ研修会の開催、メールマガジンの発行、『実りあるセカンドライフをめざして』（改訂版）の送付など、継続的なフォローを行います。

③ 2010年4月保険法の施行をふまえ、全労済との連携を強化しながら、客員研究員の研究成果の報告会、保険・共済契約判例研究会、判例研究等報告会を通じて、研究と教育を進めます。

(9) 寄付講義

初めての取り組みとして、大学の教育研究への支援、「勤労者相互扶助思想の普及及び啓蒙」（寄付行為）を図るため、2011年4月開講の寄付講義（講座）を設置できるよう検討を進めます。

(10) 出版物等刊行活動

公募研究報告書など全労済協会の研究成果発行物の追加注文について、これまでは無料配布してきましたが、原価の範囲内での一部有料化について検討を進めます。

(11) 地域おこしの取り組みとの交流活動

地域社会研究会等の場を通じて、各地域の地域おこしの取り組みとの交流を進めるとともに、滞在型の研究・交流と人材育成の可能性について、研究を行います。

3. 調査研究体制の強化と広報活動等の推進

(1) 外部研究者との連携強化と客員研究員の配置

外部研究者との連携を強化しながら各種調査研究活動を展開するとともに、客員研究員を配置し、特に若手研究者の育成をはかりつつ、全労済協会のシンクタンク機能、調査研究体制の強化をめざします。

(2) 内部研究者の育成

各種調査研究活動等を通じて全労済協会研究員の調査研究活動を計画的に進め、内部研究者の育成に努めます。

(3) 会員制度の研究

全労済協会では現在会員制度は設けていませんが、2013年の一般財団移行に向けて、賛助会員制度等の有効性について研究を始めることとします。

(4) 広報活動の推進

毎月定期的に広報誌「全労済協会だより」を発行し、シンクタンク活動をはじめとする全労済協会の諸活動の広報を進めます。また、ホームページやニュースリリースを活用した情報発信を強化します。

IV. 相互扶助事業

1. 保険業法改正および公益法人制度改革の取り組み

(1) 「新・慶弔(自治体提携用)共済」(仮称)実施に向けた取り組み

「少額短期保険業」の登録および新・慶弔(自治体提携用)共済(仮称)の2012年12月実施に向けた取り組み状況を踏まえ必要な準備を進めます。

(2) 共済事業規制のあり方の検討に係わる情報収集

昨年末に金融庁より「共済事業の規制のあり方に係る検討について」の考え方が示され、新法も含めた検討がされていることから情報の把握に努め、環境が一部変化した場合にも対応できる取り組みを進めます。

2. 事業推進活動強化の取り組み

(1) 全労済および全福センターと連携した事業推進の強化

「新・慶弔(自治体提携用)共済」(仮称)の開発にあたり、全福センターおよび全労済に対し、商品概要や諸課題および商品内容に対する事前の意見集約や各サービスセンター等に対するアンケートなど案内方法について協議します。

(2) 廃業予定日までの契約継続の促進

団体建物火災共済および団体(法人)自動車共済は、廃業予定日までの契約継続の取り組みを全労済の協力を得て要請活動を実施します。

(3) 廃業に伴う契約移行の斡旋に向けた仕組みの構築と前段作業の着手

廃業に伴う契約の斡旋先である共栄火災海上保険株式会社と連携を図り、スムーズな契約移行に向けた作業を進めます。

3. 事務処理・共済金支払処理の取り組み

- (1) 保険法施行に伴う対応と迅速で正確な事務処理体制の強化
 保険法施行に伴う共済金支払の履行期の厳守など、迅速で正確な事務処理体制の強化を行います。
- (2) 新制度概要(案)に応じた事務処理体制やシステム対応等の課題整理
 「新・慶弔(自治体提携用)共済」(仮称)の商品概要に対応した、事務処理体制やシステム対応などの課題整理と早めの対応ができる態勢作りを進めます。

4. 事業目標

三共済〔団体(法人)自動車共済・団体建物火災共済・慶弔(自治体提携用)共済〕について、目標件数は2009年度(2010年5月末)実績の維持を目標とし、収入掛金目標は下記のとおりとします。

(単位：契約件数=件 / 収入掛金=千円)

		団体建物	団体自動車	慶 弔	合 計
契約件数	2010年2月末実績	4,087	3,642	572,555	580,284
	2010年5月末見込	4,086	3,438	573,000	580,524
	目 標	(4,086)	(3,438)	(573,000)	(注1) 580,524
	純 増	0	0	0	0
	純 増 率 (%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
収入掛金	2010年2月末実績	110,020	92,920	1,230,648	1,433,588
	2010年5月末見込	137,720	119,212	1,628,054	1,884,986
	目 標	121,486	111,023	1,576,911	(注2)1,809,420
	純 増	(-16,234)	(-8,189)	(-51,143)	(注3) -75,566
	純 増 率 (%)	(-11.8%)	(-6.9%)	(-3.1%)	(注3) -4.0%

(注1) 目標件数は、2010年2月末実績を基に5月末を推測して算出していますので、年度末(5月)の確定した件数が、2010年度目標件数となります。

(注2) 団体建物火災共済の収入掛金目標は、長期契約廃止による収入掛金の減少を見込んでいます。また、慶弔(自治体提携用)共済は、保障内容を見直した団体があることから収入掛金の減少を見込んで算出しています。

(注3) 収入掛金の純増と純増率は、2010年2月末実績を基に5月末を推測して表示していますので、年度末(5月)が確定するとその差額分が変更になります。

以 上